

# 高額療養費制度が一部改正

## 高額療養費制度って？

高額療養費制度とは、医療費が高額になったときに、皆さんの負担が軽くなるよう、窓口の支払いが自己負担限度額までになる制度です。（限度額を超えた医療費は国保が負担します）

限度額は、70歳未満と70歳以上75歳未満で異なります。

改正は、所得要件を細分化することで、所得に応じた負担になることを目的としています。

## 改正されたのは…

改正されたのは、70歳未満の人の所得要件と限度額です。

同じ人が同月内に一医療機関に支払った自己負担額が、下の表の限度額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

限度額適用認定証（申請により交付）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

自己負担限度額（月額）			
平成27年1月からの所得（※1）要件		3回目まで	4回目以降（※2）
上位所得者	901万円を超える	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	600万円を越え901万円以下	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	210万円を越え600万円以下	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,000円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 所得とは、国民健康保険税（料）の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 過去12カ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

## 限度額適用認定証の申請を

医療費が高額になったときに窓口での支払いを限度額までにするためには、医療機関の窓口で、保険証と一緒に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の提示が必要です。

認定証は、役場で交付申請をする必要があります。保険税（料）が滞納していると交付されない場合があります。

◇認定証の有効期限◇

申請した月の初日～翌年度の7月末日



## 役場の窓口時間を延長します

◇窓口時間の延長期間と主な受付業務◇

開庁場所	延長期間	延長時間	受付業務
役場 および 指江庁舎	3月31日（火） ～4月3日（金）	午後7時まで	①転入・転出・転居に関する届出（水道・下水道・学校・税・乳幼児・年金・国民健康保険などに関する業務を含む） ②各種証明書発行
	4月4日（土） ～5日（日）	午前8時30分 ～午後5時15分	

※転入学に関する手続きは、教育委員会教育総務課（指江庁舎）のみとなります。

